

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5の2第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2023年11月29日

【会社名】 株式会社京都銀行

【英訳名】 The Bank of Kyoto , Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 安井 幹也

【最高財務責任者の役職氏名】

【本店の所在の場所】 京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地

【縦覧に供する場所】 株式会社京都銀行 大阪営業部  
(大阪市中央区高麗橋2丁目2番14号)

株式会社京都銀行 東京営業部  
(東京都千代田区丸の内1丁目8番2号)

1 【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取安井幹也は、当行の第121期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）の半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。